

1. 経営情報・アドバイス

中小企業経営革新支援事業

事業の概要

中小企業を取り巻く経営環境は、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展等大きく変化しており、消費者のニーズにあった新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供等による経営革新は、個々の企業にとって非常に重要なものとなっております。このような状況のなかで、宮城県では、今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援するため、「中小企業等経営強化法」(平成11年7月2日施行)に基づき、「経営革新計画」の策定の相談、承認などを行っています。

内 容

■ 中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認

○対象者: 中小企業、個人、組合及び連合会

○申請時期: 随時

○経営革新計画の内容

事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型を含むものが経営革新計画となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

■ 計画の承認により利用できる支援策

- ①信用保証の特例
- ②政府系金融機関による低利融資制度
- ③海外展開に伴う資金調達の支援措置
- ④中小企業投資育成株式会社からの投資
- ⑤起業支援ファンドからの投資
- ⑥小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置
- ⑦特許関係料金減免制度
- ⑧販路開拓コーディネート事業
- ⑨新価値創造展(中小企業総合展)
- ⑩高度化融資制度
- ⑪宮城県独自の融資制度 ・中小企業産業振興資金(新技術・新製品事業化資金)

※実際の利用には、それぞれの支援機関等における審査が必要です。

あわせて、希望する支援策の相談窓口で相談してください。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 電話:022-211-2742

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/kakusin.html>

実践経営塾

事業の概要

シニアアドバイザーやビジネスアドバイザー等のビジネスプラン支援プロジェクトチームとのディスカッションを通して、事業計画を徹底的に考え抜き「儲かる仕組み」へブラッシュアップします。

検討領域:「マーケティング」「商品」「技術」「資金・収支計画」等

内 容

【得られる効果】

- ・事業計画の問題点の分析と課題解決を効率的に検討します。
- ・販路やパートナー等の紹介が得られます。
- ・シニアアドバイザー等の豊富な経験と情報が活用できます。
- ・個別アドバイスが継続して受けられます。

【費用】

無料

【受講の流れ】

(1)受講の申し込み

- ・実践経営塾についての説明及び打合せ
- ・受講申込書の提出

(2)事業計画についてのアドバイス

- ・事業計画の課題抽出とディスカッションによる助言
- ・事業計画のブラッシュアップ

(3)実践フォロー

- ・個別対応やミニ実践経営塾等でのフォローアップ

問い合わせ先・参考URL

公益財団法人みやぎ産業振興機構事業支援課 電話:022-225-6697

<http://www.joho-miyagi.or.jp/jissen>

中小企業経営相談支援事業

事業の概要

中小企業支援室では、中小企業の経営経営基盤の強化を図るため、経営改善に向けた相談・助言等を実施しています。

内 容

【相談方法】

- ・電話、窓口でのご相談を承ります。
- ・相談は無料、秘密厳守ですのでお気軽にご相談ください。
- ・相談内容に応じて各種公的支援制度などをご紹介します。
- ・より専門的な相談内容については、他の中小企業支援機関の専門家派遣制度等をご案内します。

【ご相談例】

○震災関係相談

- ・店舗、事務所が被災した。再建したいが支援制度を教えてください など

○一般相談

- ・創業したい、経営の課題を整理したい、設備投資をしたい、経営に役立つ情報が欲しい、財務についてアドバイスが欲しい など

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 電話:022-211-2742

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/shindan-top.html>

産業復興相談センター

事業の概要

当センターでは面談や受領資料を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等の債権買取りを支援しております。

内 容

【支援対象の企業】

・東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。

・いわゆる「中小企業者」だけが被災事業者ではなく、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人等も対象です。

・東日本大震災による直接被害を受けた事業者だけではなく、取引先が東日本大震災の影響を受けた間接被害者や原子力発電所の事故や風評被害の影響を受けた間接被害者も支援の対象になります。

【支援内容】

○相談窓口・債権買取業務

・金融、会計、経営診断、事業再生などの専門家を相談員として、ワンストップ窓口で、経営相談、金融相談に応じています。

・二重債務の解決が、事業再開、新たな資金調達に必要と見られる事業者について、債権買取の検討を行い、事業計画の策定支援や取引金融機関との調整等を行います。

※東日本大震災で被害を受けた事業者の事業再開、事業再生のための支援策は、債権買取に限りません。被災事業者の実情を十分に把握し、被災事業者に合った再生支援方針の提案、方針の沿った計画策定支援、専門家による経営サポート、債権者間の調整などを行います。相談事業者の要望や状況に応じて、宮城県中小企業再生支援協議会とも協調して対応していきます。

問い合わせ先・参考URL

宮城県産業復興相談センター 電話：022-722-3858

<http://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/fukkou>

宮城県中小企業再生支援協議会(再生相談・支援)

事業の概要

当中小企業再生支援協議会では、支援業務部門の統括責任者、統括責任者補佐が、県内中小企業の再生に向けた相談に広く応じます。

内 容

【支援対象の企業】

支援業務部門が直接再生支援を行うことが適当と認められた企業には、統括責任者が相談企業の同意を得て弁護士や公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門家による再生支援チームを編成し、企業が主体的に取り組む再生計画の策定やその後の実行について支援します。

【費用】

協議会事業は法律に基づき設置され、国と県の経費で運営している機関なので、相談に係る費用は無料です。ただし、具体的な再生計画の策定を支援する場合については、専門家による詳細な調査が必要となることから、資産や事業の状況に応じて調査に係る費用の一部を企業に負担していただくことがあります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県中小企業再生支援協議会 電話:022-722-3872

【受付時間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土曜、日曜、祝祭日を除く)

<http://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/saiseikyo>

専門家派遣事業

事業の概要

新分野進出、新製品開発、情報化促進、経営革新などを図ろうとする中小企業者等に、専門的な知識や経験を有する当機構の登録専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を行う事業です。

内 容

【対象者】

宮城県内の中小企業者等（創業者含む）

【支援内容】

資金調達の方法、生産管理、マーケティング、取引あっせん、ネットワークシステムの改善、労務管理、人材教育等多様な経営課題に対する相談助言

【派遣回数】

1 社あたりの派遣回数は原則 5 回以内
(1 回あたりの派遣時間:原則 3 時間以上)

【費用】

専門家の謝金(1 回あたり 30,000 円)の 1/3 及び旅費の 1/3 を負担(一括前納)していただきます。

※小規模企業者に該当する場合、派遣回数5回のうち、3 回目までの負担を軽減します。

問い合わせ先・参考URL

公益財団法人 みやぎ産業振興機構 事業支援課 電話:022-225-6697
<http://www.joho-miyagi.or.jp/senmonkahaken>

企業BCPセミナー

事業の概要

企業の事業継続に役立つBCPに意欲的に取り組む企業、団体などに対して、出前講座、セミナーなどを実施しています。

内 容

【BCPって何？】

BCP(Business Continuity Plan の略。国内名称は、事業継続計画または緊急時企業存続計画)とは、想定外の事態が発生した場合、どのように企業の重要な事業を停止せずに継続していくか(あるいは早期に再開させるか)、その方法や手順を記載した経営計画・戦略のことです。

【BCP 出前講座(みやぎ出前講座メニュー)】

県職員が訪問して、BCP の基礎的内容や、BCP の簡単な取り組み方などについて説明いたします。(本支援は、企業や団体の勉強会などの機会にご利用いただいています。)

※会場の手配に係る費用については主催者側で負担願います。

【BCP 策定・訓練セミナー/ 個別相談会】

「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」を基に、BCPを作成するための演習形式のセミナー並びに訓練体験セミナーを実施します。また、専門家による個別相談会も合わせて行います。セミナーの開催については県中小企業支援室ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室経営支援班 電話:022-211-2742

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/>

宮城県よろず支援拠点

事業の概要

宮城県よろず支援拠点は、国が全国47都道府県に設置した中小企業・小規模事業者の皆様のための経営相談所です。売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に無料で対応します。

宮城県よろず支援拠点では、チーフコーディネーター以下、弁護士、特定社会保険労務士をはじめ、豊富な支援経験と多様な専門性を持つコーディネーター13名が相談者のお話をじっくり伺い、適切な解決方法を提案します。

内 容

【ご利用の流れ】

- ・連絡 まずはお気軽にお電話ください。(メールでも可)
- ・相談 事業の現状や経営上のお悩みをお聞きます。(秘密厳守)
- ・課題整理 ヒアリングで課題を整理し、解決すべき課題を見つけます。
- ・提案 クリアになった課題について優先順位を定め、解決策を提案します。
- ・フォローアップ 課題解決できるまで必要に応じて何度でも支援します。

【ご相談の例】

- ・販路を開拓し、売上を伸ばしたいがその方法を教えて欲しい。
- ・必要な資金を借入れて資金繰りに余裕を持たせ、経営を改善したい。
- ・経営計画を策定したいが、計画の作り方についてアドバイスして欲しい。
- ・創業したい。創業をトータルで支援してほしい。
- ・IT を活用して経営力を向上させたい。
- ・問題、課題はたくさんあるがどこへ相談すれば良いのか教えて欲しい。 など

問い合わせ先・参考URL

宮城県よろず支援拠点 電話:022-225-8751

<http://www.yorozu.miyagi-fsci.or.jp/>

宮城県事業引継ぎ支援センター

事業の概要

宮城県事業引継ぎ支援センターは、中小企業庁・東北経済産業局の委託により、事業承継に関する相談を受け支援する公的支援機関です。後継者が見当たらない場合は、意欲ある第三者への事業引継ぎをお手伝いします。場所は公益財団法人みやぎ産業振興機構が設置した宮城県産業復興相談センター内にあります。

内 容

【センターの特徴・支援体制】

宮城県事業引継ぎ支援センターは、「後継者がいない」「事業の存続に不安がある」など、事業承継にお悩みの中小企業の経営者のご相談に対してアドバイスを行う公的支援機関です。事業引継ぎに精通した専門家（弁護士、公認会計士等）が無料でお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

センターは国が運営する事業なので、安心してご相談いただけます。

また、センターは、宮城県内の中小企業者に限らず、県外からのご相談にも対応しています。

【支援内容】

会社の状況や相談者の意向を伺い、専門家がアドバイスを行います。

具体的に事業の引継ぎや引受けを希望される場合は、相手先となる企業の候補者とのマッチングの可否を、金融機関等とともにサポートします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県事業引継ぎ支援センター 電話：022-722-3884

<http://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/hikitsugi>

倒産防止(経営安定)特別相談室

事業の概要

中小企業の倒産防止のために、あらゆるご相談に応じています。

内 容

【支援内容】

「倒産防止(経営安定)特別相談室」は、倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じます。ご相談を受けますと相談室では商工調停士を中心に、弁護士、税理士等専門スタッフが、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い倒産防止の方策を検討します。

【相談費用】

ご相談についての費用はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産等の法律手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県商工会連合会 電話:022-225-8751

2. 各種融資・投資等

小規模企業者等設備貸与事業

事業の概要

小規模企業者等が必要な機械設備を当機構が代わって購入し、長期・低利の割賦販売により貸与することで創業及び経営革新を促進することを目的としています。

内 容

【対象者】

県内に工場・店舗を有している事業所

小規模企業者〔常用従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)〕

(但し、一定要件を満たせば「特認枠」として50人まで受付可能)

【対象設備】

- ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
- ・機械設備の導入により、経常利益と付加価値の一定以上の向上見込みが必要

【限度額】

100万円以上1億円以下

【損料率】

1.3 ~ 2.1 % (基準金利 1.5%)

【返済期間・方法】

- ・3~10年以内
- ・据置期間1年以内、半年賦

【保証金】

機械設備価格の10%

【担保・保証人】

担保・保証人が必要となる場合があります。

【その他の要件】

(1)対象者の「特認枠」による受付の場合、以下の条件を満たすことが必要

- ・直近3年間の平均経常利益が3,500万円以下
- ・金融機関からの借入残高が4億2千万円以下
- ・発行株式等の総数の1/3を超える数を大企業が単独で所有していないこと

(2)導入後付加価値額増加率が5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上、かつ、経常利益増加率が5年間で5%、4年間で4%、3年間で3%以上になると見込まれること

(3)以下に示すものは「対象外」業種(企業)

- ・公序良俗等の観点から不相当と認められる業種
- ・公租公課の滞納や金融機関への返済遅延等

問い合わせ先・参考URL

公益財団法人みやぎ産業振興機構金融支援課 電話:022-225-6636

<http://www.joho-miyagi.or.jp/taiyo>

再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)

事業の概要

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「再挑戦支援資金」などのご融資を通じて、廃業歴等のある方で創業に再チャレンジされる方のお手伝いをさせていただいております。

内 容

【対象者】

新たに開業する方または開業後概ね7年以内の方で、次の全てに該当する方

1. 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
2. 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
3. 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

【融資限度額】

7,200万円以内(うち運転資金 4,800万円)

【利率(年)】

下記ウェブサイトをご覧ください。

【ご返済期間】

- ・設備資金:20年以内<うち据置期間2年以内>
- ・運転資金:7年以内 <うち据置期間2年以内>

【担保・保証人】

お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

問い合わせ先・参考URL

日本政策金融公庫 電話:0120-154-505

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/05_rechallenge_m.html

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

事業の概要

マル経融資は、商工会議所等で、経営指導(原則 6 カ月以上)を受けた方に対し、無担保・無保証人で、日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

内 容

【ご利用いただける方】

- ・常時使用する従業員が 20 人(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については 5 人)以下の法人・個人事業主の方
- ・最近 1 年以上、商工会議所地区内で事業を行っている方(商工会地区の方は「商工会地区内」となります)
- ・商工会議所の経営・金融に関する指導を原則 6 カ月以上受け、事業改善に取り組んでいる方(商工会地区の方は商工会の経営指導となります)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方
- ・日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- ・貸付限度額 2,000 万円

※融資限度額 2,000 万円の取扱いは平成 30 年 3 月 31 日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

- ・返済期間 運転資金 7 年以内(据置期間 1 年以内)
設備資金 10 年以内(据置期間 2 年以内)
- ・担保・保証人 不要(保証協会の保証も不要です)
- ・利 率 日本政策金融公庫ウェブサイトをご確認ください。

問い合わせ先・参考URL

日本商工会議所中小企業振興部 電話:03-3283-7917

<http://www.jcci.or.jp/sme/marukei/>

小規模企業共済

事業の概要

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業を止めたり、退職した場合に備えて資金を準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。

内 容

【加入できる方及び毎月の掛け金】

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は5人以下)の個人事業主及び会社、企業組合、協業組合、農事組合法人等の役員の方々が加入できます。なお、毎月の掛け金は1,000円から7万円(500円単位)の間で自由に選ぶことができます。

【共済金の受け取り】

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

【共済金の貸付及び貸付条件】

納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます(担保・保証人不要)

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話:050-5541-7171

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

事業の概要

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

内 容

【ポイント1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能】

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

【ポイント2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる】

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

【ポイント3 掛金の税制優遇で高い節税効果】

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できるので、節税効果があります。

【ポイント4 解約手当金が受けとれる】

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話:050-5541-7171

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/about/features/index.html>

みやぎ中小企業復興特別資金

事業の概要

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、本格的な復旧・復興活動を支援します。

内 容

【対象者】

東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害：施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
- (2) 間接被害：震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方

【融資条件】

- (1) 融資限度額 8,000万円（運転資金・設備資金）
- (2) 融資利率 固定 年1.5%
- (3) 償還期間 15年以内（うち据置3年以内）
- (4) 信用保証料率 0.50%

【取扱期間】

平成31年3月31日（融資実行分）まで

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話：022-211-2744
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

被災中小企業者対策資金利子補給事業

事業の概要

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

内 容

【対象者】

次の資金を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

・みやぎ中小企業復興特別資金

【利子補給の概要】

(1)対象融資限度額 1企業 3,000万円以内

(2)利子補給率

・みやぎ中小企業復興特別資金

融資利率 年1.5%に相当する額

(3)補給期間:借入日から3年間

(4)補給回数:年2回 上期分(1～6月分)と下期分(7～12月分)

※利子補給金の合計額は、1企業135万円を上限とします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/355450.pdf>

下請セーフティネット債務保証事業

事業の概要

事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証とを組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払い条件の改善を図るための事業です。

内 容

【利用資格者】

建設業振興基金に対して出せんしている事業協同組合並びに建設業及び建設業関連業の団体等

【借入機関】

原則 1 年以内

【保証人】

役員等の連帯保証

【保証料率・保証割合】

- ・公共工事：年 0.1%、100%
- ・民間工事：年 0.2%、90%

【保証対象資金の種類及び借入】

構成員に対し、工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金で、以下の 2 つの条件を満たすものに限ります。借入期間は原則 1 年以内とする。

- ①貸付につき当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられていること。
- ②下請負人等の保護に資する方策が講じられていること。

問い合わせ先・参考URL

一般財団法人建設業振興基金金融支援部 電話：03-5473-4575

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/saftynet.html>

がんばる中小企業応援資金

事業の概要

中小企業者等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取り組みを支援することを目的とします。

内 容

【対象者】

事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、または新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等

【融資条件】

- (1) 融資限度額 3,000 万円
- (2) 融資利率 金融機関所定の固定又は変動金利
- (3) 償還期間 7 年以内(うち据置 2 年以内)
- (4) 信用保証料率 下記URLの宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧参照

【信用保証料の割引】

次の各種認証等を受けている場合には、がんばる中小企業応援資金の信用保証料が 0.2%軽減されます。

■ 県実施: 女性のチカラ認証、宮城県認証食品(3E マーク)、みやぎ優れMONO認定、障害者雇用促進企業登録、環境配慮事業者登録、スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証、食品衛生自主管理認証制度による認証(みやぎHACCP・仙台HACCP)

■ 市町村実施: 消防団協力事業所の認定

※当該認証を重複して取得している場合でも、割引率は最大 0.2%となります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

下請債権保全支援事業

事業の概要

下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。

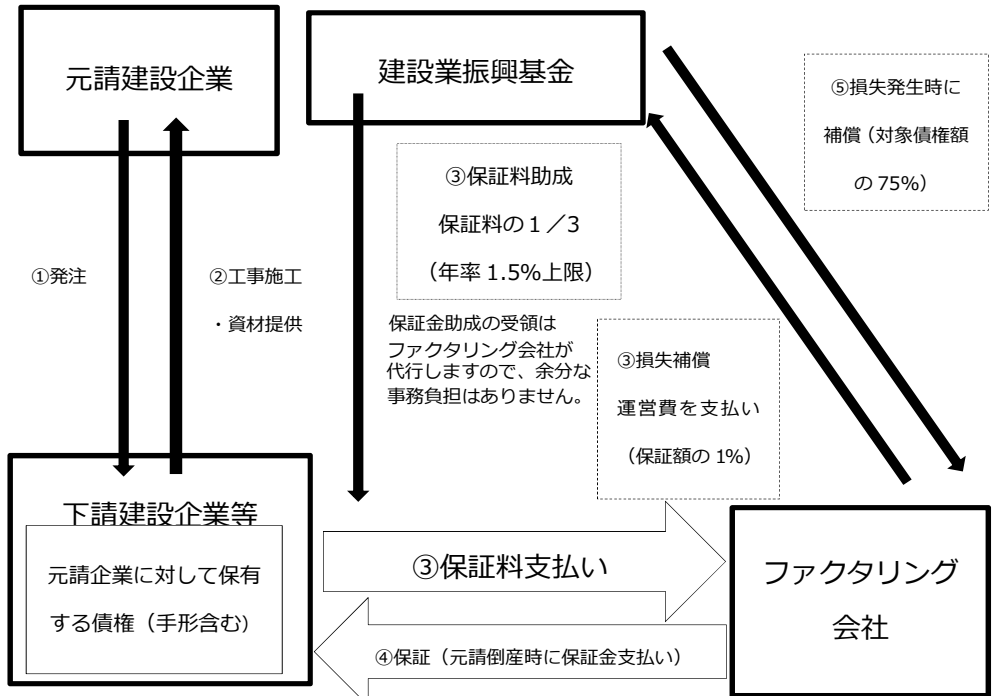
万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかつた場合、ファクタリング会社が保証金を支払います。

内容

【特徴】

- 元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません。
※但し保証履行に至った場合はこの限りではありません。
- 一次下請企業の方だけでなく、二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます。
- 公共工事だけではなく民間工事も対象となります。

【仕組み図】



問い合わせ先・参考URL

一般財団法人建設業振興基金金融支援部 電話:03-5473-4575
http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html

中小企業経営安定資金

事業の概要

金融機関を通じて、県内に事業所、事務所、店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者を対象として融資する制度です。事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とします。

内 容

資金名	一般資金	経営環境変化対策資金 (セーフティネット資金)
融資対象者	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	中小企業信用保険法第2条第5項各号(※国による指定)に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等
融資限度額	一企業 8,000万円	一企業 8,000万円
利率(固定)	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	第1号～4、6号該当 1.55% 第5、7、8号該当 1.60%
償還期間	運転:7年以内 (うち据置1年以内) 設備:10年以内 (うち据置1年以内)	運転・設備:10年以内 (うち据置2年以内)

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

東日本大震災に係る貸付制度

事業の概要

東日本大震災の被害を受けられた方や震災の影響により、売上等が減少している方のうち、特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方に対して融資を行っております。

内 容

【東日本大震災復興特別貸付】

	東日本大震災復興特別貸付	左の別枠（または上乘せ）
融資対象者	①直接被害者：地震・津波等により直接被害を受けた方 ②間接被害者：上記①の事業者と一定以上の取引のある中小企業者 ③その他、震災の影響により、業況が悪化している方	①直接被害者及び②間接被害者の利用が可能
使途資金	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
限度額	国民生活事業：4,800万円 中小企業事業：7億2,000万円 (商工中金)	国民生活事業：6,000万円 中小企業事業：3億円 (商工中金)
(据置期間) 貸付期間	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）	①直接被害者 設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内） ②間接被害者 設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：15年以内（3年以内）
利率	基準利率から最大-0.5% (ただし、i)最近の売上等が減少するなど、業績が特に悪化している方は「基準利率-0.3%」、ii)雇用の維持や拡大を図る方は「基準利率-0.2%」、iii) i)・ii)いずれの要件にも該当する方は「基準利率-0.5%」になります。)	①直接被害者：基準利率から-1.4%（貸付後3年間、1億円を上限（国民生活事業は3,000万円）ただし、貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は-0.5%を適用） ②間接被害者：基準利率から-0.9%さらに、i)最近の売上等が減少するなど、業績が特に悪化している方は「基準利率-0.3%」、ii)雇用の維持や拡大を図る方は「基準利率-0.2%」、iii) i)・ii)いずれの要件にも該当する方は「基準利率-0.5%」を適用（合計で最大-1.4%）（貸付後3年間、3,000万円を上限。ただし、貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は最大-0.5%を適用）

【震災復興支援資本金ローン】

○融資対象者

左記東日本大震災復興特別貸付の利用対象者に当てはまる中小企業者

○融資限度額

1社あたり7億2,000万円(別枠)

○融資期間

10年(期限一括償還)

○利率(年)

貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて0.4%、3.6%の2区分の利率が適用されます。

○担保・保証人

無担保・無保証人

○その他

- ・本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。
- ・本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。
- ・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、公庫が適切と認める事業計画書を提出して頂きます。
- ・期限前弁済は、原則として認められません。

問い合わせ先・参考URL

日本政策金融公庫 電話:0120-154-505

<https://www.jfc.go.jp/n/earthquake/>

事業承継税制・金融支援制度

事業の概要

事業承継に伴う非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予及び金融支援の認定申請を受け付けています。

内 容

【事業承継税制】

中小企業の後継者が先代経営者からの贈与、相続または遺贈により取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の一部を納税猶予する制度です。納税猶予を受けた中小企業者は、一定の要件を満たす場合、猶予税額が免除されます。

※認定を受ければ、必ず納税猶予されるわけではありません。適用対象となるかの判断は税務署が行います。

【金融支援制度】

先代経営者の死亡や退任が原因となって、事業活動の継続について支障が生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例や日本政策金融公庫法の特例などの金融支援措置を講じます。

※認定を受ければ、必ず特例の対象となるわけではありません。信用保証協会等の審査があります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 電話：022-211-2742

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/syoukei.html>

クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業

事業の概要

宮城県では、環境と経済が両立した真に豊かな県土の実現のため、クリーンエネルギーを活用する等して環境負荷の低減と環境関連産業の振興に資する先導的な取組等に要する経費の一部を補助します。

内 容

【対象者】

・法人その他団体(市町村及び一部事務組合を除く)

【補助内容】

県内で実施する事業であって、クリーンエネルギーを活用する等して環境負荷の低減と環境関連産業の振興に資する先導的な取組に要する経費の一部を補助します。

【補助率等】

1 補助率

(1) 県からの課題(※)に対する取組【課題提示型】

補助率:2/3 以内

(2) 上記によらない、事業者からの自由提案による取組【自由提案型】

補助率:1/2 以内

2 補助事業期間:2 年以内

3 補助限度額:総額 1,000 万円(500 万円/年)

※県からの課題は、以下のとおりです。

- (1) 廃棄物系バイオマス、木質バイオマス、地中熱、温泉熱に係るエネルギー利用に関する FS 調査、研究開発、実証等
- (2) 再生可能エネルギーを活用した先進的農業モデルの構築
- (3) 再生可能エネルギーを活用した先進的福祉モデルの構築

問い合わせ先・参考URL

宮城県環境生活部環境政策課 電話:022-211-2664

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30kuriene.html>

創業を支援するための資金

事業の概要

金融機関を通じて、創業に必要な資金を融資する制度です。

内 容

【融資対象者】

- ①事業を営んでいない個人が、1 か月以内(※)に新たに事業を開始する場合、または事業を開始した日以後 5 年未満の場合
 - ②事業を営んでいない個人が、2 か月以内(※)に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後 5 年未満の場合
- ※支援創業関連保証を適用する場合は 6 か月以内
- ③会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、または設立した日以後 5 年未満の場合

※①、②で新規に創業する場合、自己資金を有していることが要件となる場合あり

【資金用途】

運転資金及び設備資金

【貸付限度額】

3,500 万円(新規に創業する場合、適用される保証によっては、自己資金を融資限度額とする場合あり)

【貸付期間(据置期間)】

運転:10 年以内(2 年以内) 設備:10 年以内(2 年以内)

【利率】

1.55%

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

省エネルギー型建設機械導入補助金

事業の概要

建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費の一部を補助することにより、建設現場等で使用される省エネルギー型建設機械の普及促進、市場活性化及び一層の省エネルギー性能の向上等を支援し、低炭素社会の実現に資することを目的とするものです。

内 容

【募集期間】平成30年5月16日から平成31年3月13日まで

【利用できる方】

- ・国土交通省策定の燃費基準値を超える(3つ星以上)燃費性能を有する排出ガス四次規制(2011年、2014年)に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ
- ・『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されていること
- ・執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定された型式

【補助率】

補助金の額は、補助対象の機種として購入された省エネルギー型建設機械本体の購入価格と、その型式毎に定められた基準額および区分価格を基礎として、以下の方法により計算します。

補助上限額:300万円

【補助金申請から補助金交付までの流れ】

補助対象車両を購入して引渡しを受けた事業者の皆様が、代金全額をお支払いいただいた後に、原則として手続き代行者を通じて交付申請を行っていただくことから始まります。その後、センターにおいて審査を行い、補助に該当する車両については補助金額を算定し、交付決定の通知を発送、その後、補助金交付・振込みの手順となります。



問い合わせ先・参考URL

一般財団法人製造科学技術センター省エネ機械導入促進事業本部 電話:03-6257-3835
<http://www.eco-kenki.jp/business/index.html>

中小企業等経営強化法

事業の概要

中小事業者等が適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

内 容

【利用できる方】 中小企業(資本金1億円以下)、個人事業主 ※経営力向上計画の認定

【適用期間】 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

【経営力向上設備等の要件】

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はありません)
(中古資産は対象外です)
- ②経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

【対象設備】

設備の種類	用途又は細目	最低価額(1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具(※1)	測定工具及び 検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品 (※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備 (※1、2)	全て	60万円以上	14年以内

※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定あり。

※2 償却資産として課税されるものに限る。

問い合わせ先・参考URL

軽減税率対応講師派遣・中小企業税制相談窓口 電話:03-6744-6601

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業経営強化税制

事業の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

内 容

【利用できる方】 中小企業(資本金1億円以下)、個人事業主

【適用期間】 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

【対象設備】

機械装置(160万円以上)→建設機械等、ソフトウェア(70万円以上)、
器具備品・工具(30万円以上)→測量機器等、建物付属設備(30万円以上)
最新設備を導入する場合(A 類型)
利益改善のための設備を導入する場合(B 類型)

【優遇内容】

個人事業主、資本金3千万円以下:即時償却又は税額控除10%
資本金3千万円超1億円以下:即時償却

【対象設備要件】

A 類型最新モデルであること、生産性が年平均1%以上向上していること
B 類型投資利益率が5%であること

問い合わせ先・参考URL

軽減税率対応講師派遣・中小企業税制相談窓口 電話:03-6744-6601
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

環境・エネルギー対策資金

事業の概要

「環境・エネルギー対策資金」のご融資を通じて、省エネルギーの促進を図るみなさまのお手伝いをします。

内 容

【利用できる方】 中小企業(建設業:資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下)、個人事業主

【適用期間】 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

【貸付限度】

中小企業事業:7 億 2 千万円、国民生活事業:7 千 2 百万円

【貸付機関】

20 年以内

【貸付対象】

各環境対策型建設機械の購入

- ・排出ガス対策型建設機械:基準金利
- ・オフロード法基準適合車:特別利率②/B
(2014 年規制)、基準金利(2011 年規制)
- ※130~560kw 帯は 2014 年規制のみ特別利率①/A
- ・低炭素型建設機械:特別利率①/A
- ・燃費基準達成建設機械:特別利率①/A

貸付金額が 4 億円を超える場合は、基準金利。

※新車で販売中の ICT 建機はオフロード法基準適合車です。

低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメカ等にご確認ください。

【貸付利率】 下記URLを参照ください。

問い合わせ先・参考URL

日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(参考:仙台支店中小企業事業 電話:022-223-8141)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

IT活用促進資金

事業の概要

IT活用促進資金のご融資を通じて、情報化の推進を行うみなさまのお手伝いをしております。

内 容

【利用できる方】 中小企業(建設業:資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下)、個人事業主
※賃貸業は対象外

【適用期間】 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

【貸付限度】

中小企業事業:7 億 2 千万円、国民生活事業:7 千 2 百万円

【貸付機関】

20 年以内

【貸付対象】

情報化施工機器の購入・賃借

- ・貸付対象は、MC/MG機器やTS/GNSS等の情報化施工機器と取付改造費となります(建設機械本体は含まれません)
- ・基準金利

【貸付利率】 下記URLを参照ください。

問い合わせ先・参考URL

日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(参考:仙台支店中小企業事業 電話:022-223-8141)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

3. 雇用・人材育成等

雇用調整助成金

事業の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

内 容

【主な受給要件】

- (1)雇用保険の適用事業主であること。
- (2)売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- (3)雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。
- (4)実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること(とともに協定書の提出が必要)
- (5)過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

【受給額】

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 助成額は、一人一日あたり8,205円が上限(平成29年8月1日時点)で、支給限度日数(延べ日数)は、1年間で100日分、3年間で150日分です。	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算(額)	1,200円(1人/1日)	

問い合わせ先・参考URL 最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

産業保健相談

事業の概要

事業場の抱えている産業保健に関する様々な問題について、経験豊富な各分野の専門スタッフが具体的な解決方法を助言します。

内 容

【相談方法】

- ・ご相談は、窓口または電話、Eメール等で随時お受けします。
 - ・相談内容についての秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。
 - ・ご相談は原則として無料です。
 - ・労働者個人に対する健康相談、保健指導等の業務は行っていません。
- ※窓口相談日については下記問い合わせ先までご連絡ください。

【相談内容】

担当分野	相談事例
産業医学 労働衛生工学 メンタルヘルス 法 令 カウンセリング 保 健 指 導	健康診断後の就業上の措置、職場巡視の方法 職場の有害要因のリスク評価、作業環境の改善方法 職場のメンタルヘルス対策の進め方、職場復帰の進め方 労働安全衛生法、労働基準法の適用・解釈 職場におけるカウンセリングの進め方 勤務形態等に配慮した生活指導の方法

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター

電話：022-267-4229

<http://www.miyagis.johas.go.jp/contact>

建設教育訓練助成金

事業の概要

建設事業主などが、建設労働者の技能の向上のため能力開発を行う場合の経費や賃金の一部を助成する制度です。

内 容

【認定訓練】

- (1)経費助成:助成金の単価を設定。 (2)賃金助成:長期課程訓練 1人1日当たり 5,400円
短期課程訓練 1人1日当たり 7,000円

【技能実習】

- (1)経費助成:一の技能実習について1日13万円(訓練内容により20万円)を限度額とし、かつ、20日分を限度として助成します。
(2)賃金助成(中小建設事業主に限る):1人1日当たり7,000円を限度額(通常賃金相当額(注)が7,000円未満のときは、その額)とし、かつ20日分を限度として支給します。

【建設広域教育訓練】

- (1)経費助成:職業訓練の推進のための活動に要した経費の2/3
(2)施設等設置整備:職員及び訓練生のための福利厚生用施設及び設備以外のものの設置又は整備に要した経費の1/2に相当する額

【建設業人材育成支援】

- (1)経費助成:支給対象経費の2/3

【新分野教育訓練】

- (1)経費助成:教育訓練に要した経費の2/3について、1日当たり20万円を限度額として、60日分かつ、400万円を限度として助成します。
(2)賃金助成:1人1日当たり7,000円を限度額(通常の賃金相当額(注)が7,000円未満のときは、その額)とし、かつ、60日分を限度として支給します。

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kensetsu-kunren.html>

職場適応訓練費

事業の概要

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主に訓練費が支給されます。

内 容

【主な受給の要件】

- (1) 以下に該当する事業主であること
 - 1 訓練を行う設備的余裕があること
 - 2 指導員として適当な従業員がいること
 - 3 労働災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を有していること
 - 4 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
 - 5 訓練終了後、訓練生を雇用する見込みがあること
- (2) 訓練期間は通常6か月(重度の障害者等は1年)以内、短期の場合は、2週間(重度の障害者は4週間)以内であること

【受給額】

1人あたり月額 24,000 円(重度の障害者 25,000 円)

短期の職場適応訓練は、日額 960 円(重度の障害者 1,000 円)

※なお、訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d02-1.html>

建設事業主等に対する助成金(旧建設労働者確保育成助成金)

事業の概要

中小建設事業主や中小建設事業主団体等が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成を受けることができます。

内 容

本助成金は、以下の(1)～(13)の助成コースから構成されており、助成コースごとに定められた措置を実施した場合に受給することができます。

【主な受給要件】

○トライアル雇用助成金

(1) 若年・女性建設労働者トライアルコース

中小建設事業主が若年者又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金の支給決定を受けたこと

○人材確保等支援助成金

(2) 雇用管理制度助成コース(建設分野)(整備助成)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の目標達成助成を受けた中小建設事業主が、本コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成すること

(3) 雇用管理制度助成コース(建設分野)(登録基幹技能者の処遇向上支援助成)

中小建設事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定すること

(4) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主経費助成)

建設事業主が若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行うこと

(5) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主団体経費助成)

建設事業主団体が、若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行うこと

(6) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(推進活動経費助成)

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行うこと

(7) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(作業員宿舎等経費助成)

中小建設事業主が、被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する建設工事現場での作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅(※1)(以下「作業員宿舎等」という)の賃借により、作業員宿舎等の整備を行うこと

※1 賃貸住宅は被災三県に雇用保険適用事業所を有する中小事業主が建設労働者を遠隔地より新たに採用する場合に限る。

(8) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)

中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借により整備を行うこと

(9) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(訓練施設等設置経費助成)

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備を行うこと

○人材開発支援助成金

(10) 建設労働者認定訓練コース(経費助成)

中小建設事業主又は中小建設事業主団体(職業訓練法人など)が、職業能力開発促進法による認定職業訓練(※2)を行うこと

※2 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業補助金の交付を受けている認定職業訓練であることが必要です。

(11) 建設労働者認定訓練コース(賃金助成)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練(※3)を受講させること

※3 人材開発支援助成金(特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース)の支給を受けていることが必要です。

(12) 建設労働者技能実習コース(経費助成)(※4)

(中小建設事業主又は中小建設事業主団体)

雇用する建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に対して、技能実習を行うこと又は登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

(中小以外の建設事業主又は中小以外の建設事業主団体)

雇用する女性の建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に技能実習を行うこと又は登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

(13) 建設労働者技能実習コース(賃金助成)(※4)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に対して、技能実習を受講させること

※4 有給で技能実習を実施または受講させた事業主が対象となります

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)

事業の概要

事業主団体が、その構成員である中小企業者(以下「構成中小企業者」という)に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。

内 容

【受給要件】

本助成金(コース)は、(1)から(3)の措置のすべてを実施した事業協同組合等が受給することができます。

(1)改善計画の認定

雇用管理の改善に係る改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受けること

(2)実施計画の認定

構成中小企業者に対して、次の[1]～[4]から構成される1年間の「中小企業労働環境向上事業」の実施計画を策定し、労働局長の認定を受けること。

[1]計画策定・調査事業 [2]安定的雇用確保事業

[3]職場定着事業 [4]モデル事業普及活動事業

(3)中小企業労働環境向上事業の実施

(2)によって認定された中小企業労働環境向上事業を実施すること。

※このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

【受給額】

(1)本助成金(コース)は、1年間の中小企業労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3の額が支給されます。

(2)ただし、支給限度額が構成中小企業者の数により下表のとおり定められております。

認定組合等の区分	上限額
大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円
中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円
小規模認定組合等(同100未満)	600万円

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_dantai.html

人材開発支援助成金

事業の概要

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

内 容

【助成メニュー】

I 特定訓練コース ・職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等

II 一般訓練コース ・その他の訓練コース以外の訓練に対して助成

III 教育訓練休暇付与コース

・有給教育訓練休暇等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合に助成

IV 特別育成訓練コース

有期契約労働者等の人材育成に取り組んだ場合に助成

・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練

V 建設労働者認定訓練コース ・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練

VI 建設労働者技能実習コース

・安全衛生法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習など

VII 障害者職業能力開発コース

・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費

【受給要件・受給額】

・助成金を活用できる事業主等や支給対象職業訓練については、さまざまな要件があります。このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記のホームページをご確認ください。

問い合わせ先・参考URL

宮城県労働局訓練室 電話:022-299-8063

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

事業の概要

雇用機会が特に不足している地域の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。(1年毎に最大3回支給)

内 容

【助成額】

48万円～960万円

(大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しては0.95億円～2.4億円)

【助成期間】

3年間

【対象地域】

○同意雇用開発促進地域(宮城県内、平成30年5月1日現在)

地域名	構成市町村	公共職業安定所	期 間
県南地域	白石市、角田市、蔵王町 七ヶ宿町、大河原町、村田町 柴田町、川崎町、丸森町	大河原	平成28年10月1日から 平成31年9月30日まで

○過疎等雇用改善地域一覧(宮城県、平成30年4月1日現在)

※指定期間は全地域が平成31年3月31日まで

石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、刈田郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、山元町、宮城郡松島町、七ヶ浜町、利府町、黒川郡大郷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)

事業の概要

平成23年5月2日以降、東日本大震災による被災離職者や被災地求職者を、ハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。)に対して助成されます。

また、この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乗せが行われます。

内容

【受給要件】次の要件のいずれも満たすことが必要です。

- (1)ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- (2)平成23年5月2日以降、雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること

【支給額】

(1) 本助成金は、対象労働者の類型と企業規模に応じて1人あたり下表の支給額のとおりです。

支給対象者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)

注:()内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。

- ・ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期中について対象労働者に対して支払った賃金額を上限とします
- ・雇入れ事業主が、対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に対して支払った賃金に助成率1/3(中小企業事業主以外は1/4)を乗じた額(表の支給対象期ごとの支給額を上限とする)となります。

(2)さらに、この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せとして次の支給額が助成されます。

- ・60万円(中小企業事業主以外は50万円)
※平成27年4月30日までの雇入れの場合、支給額が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html

宮城県プロフェッショナル人材 UIJ ターン助成金

事業の概要

首都圏など県外に居住するプロフェッショナル人材を新たに雇用、またはお試し就業を実施した県内の中小企業に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

■対象となる事業者

県内に本社又は本店を置く県内の中小企業等であって、県内の就業地において、県外に居住するプロフェッショナル人材を新たに雇用する又はお試し就業(※)を行う中小企業等

※「お試し就業」とは？

企業と県外に居住するプロフェッショナル人材が、県内への移住を伴う正式雇用の採否を判断するために、有期の雇用契約又は出向契約に基づいて、一定期間、受入企業で就業することをいいます。

■補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	補助額	上限額
プロフェッショナル人材に係る「給与」及び「社会保険料事業主負担」	補助事業者が負担した額の1/2以内	プロフェッショナル人材1人につき300万円を上限とする。
プロフェッショナル人材に支給した「旅費」、「転居費用」、「宿泊費」等		
民間人材紹介事業者に支払った「紹介手数料」	補助事業者が負担した額の2/3以内	

※対象とする期間は、新規雇用、お試し就業ともに最長3か月とします。

※申請は1事業者当たり、3人までとします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部雇用対策課 電話：022-211-2772

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/uij-turn-joseikin.html>

若者等人材確保・定着支援事業

事業の概要

採用から定着まで県内中小企業における人材確保対策を総合的に支援します。

内 容

【支援内容】

- ・ 経営者、人事担当者向けに「採用力向上」、「情報発信力向上」、「職場定着」、「雇用管理改善・正社員化」などに関するセミナーを開催
- ・ 新入社員・若手社員向けに「モチベーションアップ」、「コミュニケーション」などに関するセミナーを開催
- ・ 専門家等を派遣し、企業に対しては採用や定着、雇用管理改善等に関するアドバイスを提供し、従業員に対しては、個別にカウンセリング等を実施
- ・ 合同企業説明会の開催 など

【支援対象】

宮城県内の中小企業等

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部雇用対策課 電話：022-211-2772

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jinnzaikakuho.html>

ものづくりマイスター制度(若年技能者人材育成支援等事業)

事業の概要

高度な技能をもった「ものづくりマイスター」や「IT マスター」を中小企業等に派遣し、若手技能者の育成を図ります。

内 容

【「ものづくりマイスター」の派遣】

- ・派遣先 製造業・建設業の中小企業、教育・訓練機関、小・中学校等
- ・内 容 技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者への実技指導
小・中学校等における「ものづくりの魅力」の発信
- ・効 果 企業の技術力の向上、知識基盤の強化
- ・費 用 中小企業等への派遣に係る謝金・旅費・材料費(限度額あり)は、宮城県技能振興コーナーが負担

【「ものづくりマイスター」の募集】

- ・対象者 高度な技能を有し、技能伝承・後継者育成に意欲的な方(認定条件あり)
- ・申込先 認定を希望する方は、下記にご相談ください。

【「IT マスター」の派遣】

- ・指導対象 中小企業等の若年者、工業高校等の生徒、小・中学校等の児童生徒、認定職業訓練施設の訓練生

【「IT マスター」の募集】

- ・対象者 以下の情報技術関連の資格のいずれかを有する方
 - (1) 情報処理技術者試験応用情報技術者試験合格者
 - (2) 技能検定(ウェブデザイン)1 級
 - (3) 上記(1)(2)に相当する資格を有する方(ITSS のスキル習熟度レベル 3~4 に相当)
 - (4) 上記(1)~(3)の資格を有さない場合は、技能五輪全国大会又は若年者ものづくり競技大会のうち、IT マスター対象職種で優秀な成績を収めた方(銅賞以上の入賞者)
 - (5) 実務経験が 7 年以上
 - (6) 技能の継承や後継者の育成に意欲を持って活動する意思及び能力のある方

問い合わせ先・参考URL

宮城県地域技能振興コーナー(宮城県職業能力開発協会内) 電話:022-727-5380
<http://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com/02monozukurimyster.html>

職業能力開発支援事業

事業の概要

企業の継続的発展には、従業員の計画的かつ継続的な職業能力開発が必要となります。そのために、各種の支援策が利用できます。

内 容

【短期課程(技能向上訓練)】

県立高等技術専門校や高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設では、職業に必要な技能・知識を習得しようとする在職者を受入れて訓練(12~24 時間程度)を実施しています。

建築、造園、溶接、機械加工、情報処理など、各種のコースが用意されています。

【指導援助・情報提供】

県立高等技術専門校や高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業が行う従業員の教育訓練に次のような指導援助を行っています。

- ・指導員の派遣
- ・訓練等実施場所の貸与
- ・訓練等実施方法、内容等の指導・情報提供

※詳しくは、最寄りの県立高等技術専門校、宮城職業能力開発促進センターもしくは産業人材対策課にご相談ください。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部産業人材対策課 電話:022-211-2762

技能検定制度

事業の概要

技能検定は、各都道府県職業能力開発協会が実施する職種（機械検査、建築大工など 111 種）と、民間の試験機関が実施する職種（ウェブデザインなど 17 職種）があり、全部で 128 職種あります。

職種ごとに特級、1 級、2 級、3 級、単一等級に区分されています。合格者には、特級・1 級・単一等級は厚生労働大臣から、2 級・3 級は宮城県知事から合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

内 容

【受検の申請】

- 各都道府県職業能力開発協会では、概ね職種ごとに前期と後期に分けて実施しています。（都道府県によっては実施しない職種もあります。）

詳しくは、宮城県職業能力開発協会にお問い合わせください。

- 受検手数料

学科試験が 3,100 円 実技試験が 17,900 円（一部職種により異なります。）

※35 歳未満の方の実技試験（2 級及び 3 級）受検手数料が最大 9,000 円減免されます。

【試験の方法】

実技試験と学科試験があり、両方の試験に合格することが必要です。（片方のみ合格した場合、次回以降は合格となった試験は免除されます。ただし、特級は合格した日から 5 年間までです。）

【技能検定合格のメリット】

技能検定合格者には、他の各種資格に関して、受験資格の付与や試験免除等の特典が認められる場合があります。

- 職業訓練指導員試験の受験資格
- 労働安全コンサルタント試験の受験資格
- 作業環境測定士試験の受験資格
- 建設業法での専任の者（営業所ごとに設置）、主任技術者の資格 など

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部産業人材対策課 電話：022-211-2763

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan1.html>

宮城県職業能力開発協会 電話：022-271-9917

4. 新分野進出

農工商等連携事業の支援

事業の概要

農工商等連携にチャレンジする際、事業の構想段階から事業化まで一貫した支援を行います。相談内容に応じて、ビジネスに精通したプロジェクトマネージャー等が、企業の新商品・新サービスの開発等に対して、事業計画策定のノウハウ提供等を行い、国の認定を目指します。

計画認定後は、商品開発等のアドバイスを行うほか、展示会や商談会の開催など、販路開拓の支援も行っています。

内 容

【対 象】

下記に取り組む中小企業者と農林漁業者（共同）

- ①新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ②新サービスの開発、提供又は需要の開拓

なお、事業計画について国の認定を受けるための要件は下記のとおりです。

- ・農林漁業者と中小企業者が有機的に連携して実施する事業であること
- ・農林漁業者及び中小企業者のそれぞれの経営資源を有効に活用したものであること
- ・新商品・新サービスの開発、生産等若しくは需要の開拓を行うものであること
- ・農林漁業者の経営の改善かつ中小企業者の経営の向上が実現すること

【費 用】

窓口相談、事業計画のブラッシュアップ、計画認定後のフォローアップは無料に対応いたします。展示会や商談会などの販路開拓支援については、企画に応じた費用が発生します。

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部 電話：022-399-9031
http://www.smrj.go.jp/sme/new_business/agri_commerce/index.html

事業の概要

産業廃棄物の発生抑制や最終処分量の軽減を図るため、事業者等が行う産業廃棄物又は産業廃棄物由来の再生資源を原料とした商品開発や、リサイクル商品の販売促進のための取組等に対して支援を行うもの。

内 容

【対象者】

県内に事業所を有する事業者(複数の事業者が団体形式で申請することも可能)

【対象事業】

産業廃棄物の再使用や再資源化を推進するため、産業廃棄物に由来する再生資源を有効に活用するための取組、最終処分量削減に繋がる取組など

(1)3R 商品開発事業

- ・リサイクル商品の開発に先立ち、原料となる産業廃棄物の県内発生状況や排出事業者に関する調査
- ・リサイクル商品の加工方法の検討、試作

(2)3Rシステム構築事業

- ・リユースされていない小型の酒びんの流通量や処分の現状などに関する調査
- ・廃棄されている産廃の有効活用に向けた、回収ルートの検討や製品価値の調査

(3)3R 商品販売促進事業

- ・リサイクル商品のパッケージ等に関する意匠(デザイン)の検討
- ・品質向上やコストダウンに関する検討

【補助率等】 補助率:3分の2以内 補助上限額:100万円

補助対象経費:委託費, 指導受入費, 広告宣伝費等

問い合わせ先・参考URL

宮城県環境生活部環境政策課 電話:022-211-2664

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/3r-starup-h30-youshiki.html>

省エネルギー・コスト削減実践支援事業

事業の概要

県内の事務所に省エネルギー設備を導入する民間事業者等に対して、設備導入に係る費用の一部を助成するもの。

内 容

補助事業1件につき補助上限額 500 万円。補助対象経費が 100 万円以上の事業を対象。

(1)EMS枠

県内事業所で行うエネルギーマネジメントシステム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業

(2)診断枠

一般財団法人省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断の結果に基づき、県内事業所で行う省エネルギー施設の導入事業

(3)県内ものづくり振興枠

県内事業所で行う以下の省エネルギー施設の導入事業

- ・「『新商品』特定随意契約制度」又は「宮城県グリーン製品認定制度」に登録されてから 3 年以内の設備
- ・「みやぎ優れ MONO 発信事業実行委員会」で「みやぎ優れ MONO」として認定されてから 3 年以内の設備
- ・「クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業」、「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている省エネルギー設備かつ上市後 3 年以内の設備

(4)一般枠 県内事業所で行う省エネルギー設備の導入事業

【補助率】

内 容	補助率
省エネ設備と併せて導入するEMS	1/3以内
診断枠により導入する設備(EMSを除く)	1/2以内
県産ものづくり振興枠により導入する設備(EMSを除く)	1/2以内
その他省エネ設備	1/3以内

問い合わせ先・参考URL

宮城県環境生活部環境政策課 電話:022-211-2664

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30syouene2.html>

農業参入窓口について

事業の概要

本県では、農業への参入を希望する民間企業等からの相談に円滑に対応するため、農業振興課及び各地方振興事務所に窓口を設置し、関係法令や各種制度について情報提供を行うこととしております。

内 容

【背景】

本県農業の担い手の減少・高齢化に加え、東日本大震災の影響により農業生産力が低下していることから、多様な担い手の確保が急務となっております。一方で、平成 21 年の農地法改正により、農地の貸借規制が見直され、農地所有適格法人以外の法人による農地の利用が可能となったことから、農業における企業の果たす役割が注目されております。

【参入方法】

- ①一般法人(農地所有適格法人以外の法人)による参入
- ②農地所有適格法人(※)による参入
- ③植物工場等の農地を使用しない参入
- ④農作業受託による参入

目指すべき農業経営の方針に適した参入方法を検討する必要があります。

※平成 28 年 4 月 1 日から改正農地法が施行され、名称がこれまでの「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へと変更されました。

問い合わせ先・参考URL

宮城県農林水産部農業振興課企画指導班 電話:022-211-2833

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/nougyoukigyousannnyu.html>

アグリビジネス支援

事業の概要

アグリビジネスに取り組む経営者の経営発展・安定化に向けた支援を行います。

内 容

【支援内容】

(1) ビジネスプランの具現化や経営課題の解決への助言

- ・アグリビジネス復興戦略塾【経営戦略会議】：機構のビジネスアドバイザーや専門家とのディスカッションを通じて、事業計画の可能性や課題を探り、「儲かる仕組み」を持った事業計画を徹底的に考える機会をお手伝いします。
- ・アグリビジネス復興戦略塾【相談会】：新たな取り組みを検討されている方が、経営上の悩みや疑問点を気軽に相談できる【相談会】を開催します。
- ・アグリビジネスステージアップ支援：経営課題の解決に向けて、各種専門家を派遣し、課題解決に向けたアドバイスをを行います。

(2) 各種講座の開催

1. アグリビジネス入門講座

○対象者：農業法人役員、農業法人従業員等

○内 容：社会人としてのマナーの基本を学ぶ全3回の講座[ビジネススキルアップ講座（マナー）]

法人として人材育成に必要な基本を学ぶ全3回の講座[ビジネススキルアップ講座（キャリア）]

2. アグリビジネス実践講座

○対象者：アグリビジネス実践者（経営者等）

○内 容：講師とのディスカッションを中心とした全8回の講義及び演習。

3. アグリビジネス経営革新講座

○対象者：・事業拡大を予定している農業法人、農業者等【財務プラン作成コース】

・新商品（サービス）の開発計画のある農業者等【商品開発コース】

○内 容：・事業拡大の際に必要な財務の知識・手法を集中的に学びます。

・新商品の計画・製造・販売に関わる一連の知識・技術を学びます。

問い合わせ先・参考URL

公益財団法人みやぎ産業振興機構事業支援課アグリビジネス支援室

電話：022-225-6697 <http://www.joho-miyagi.or.jp/agri>

スタートアップ加速化支援事業

事業の概要

地域社会を支える中小企業・小規模事業者の経営安定や持続的発展を図るため、県内の支援機関と連携し、県内で総合・第二創業しようとする事業者の皆様を支援します。

内 容

【対象者】

県内に本社・本店を置いて創業又は第二創業しようとする者(補助金の募集開始日以前1年以内に創業又は第二創業した者を含みます。)

※第二創業とは、これまで行ってきた事業とは異なる事業(「日本標準産業分類」の細分類により判断)を行うこと。

【補助額】

年100万円(補助率1/2)×2年間を上限

【補助額・補助率】

賃料、従業員の人件費、商品開発費、営業活動費など事業に要する経費

【採択件数】

45者程度(沿岸地域30者程度、内陸地域15者程度)

※45者のうち、4者以上はUIJターンにより創業または第二創業する者とする。

【選定方法】

県の中核的産業支援機関である公益財団法人みやぎ産業振興機構を補助事業実施機関として、外部委員を含めて設置する選定委員会によりビジネスプランの審査を行います。

問い合わせ先・参考URL

公益財団法人みやぎ産業振興機構事業支援課 電話:022-225-6697

<http://www.joho-miyagi.or.jp/startup>

3R技術・製品開発チャレンジ応援事業

事業の概要

県内企業が、産業廃棄物の3R(発生抑制・再使用・再生利用)に関する研究開発を実施する場合において、その経費の一部を補助するもの。

内 容

【対象者】

- ・県内に事業所を有する事業者(当該事業者が半数以上を占める団体を含む。)
- ・法令遵守を重視し、過去3年間、環境保全に関する法令に基づく処罰や命令その他不利益処分を受けていない事業者
- ・全ての県税に未納がない事業者

【対象事業・補助率・補助限度額等】

対象事業	事業内容	技術の開発・応用・改良及び製品・設備等の開発	
	事業目的	県内の産業廃棄物の3Rについて、大学等と連携し、本事業にて県が指定する産業廃棄物を対象とするもの	①産業廃棄物の3R ②産業廃棄物系バイオマスのエネルギー利用
補助率	2/3 以内	1/2 以内	
補助事業期間	3 年以内		
補助限度額 (実施期間)	700 万円/年 [3 年以内]	①750 万円/年[2 年以内] ②500 万円/年[3 年以内]	

【補助対象経費】

- ・研究開発費(原材料費、構築物費、機械装置費、加工等外注費、分析等委託費、指導受入費、共同開発費 等)
- ・需要開拓費(指導受入費、事務費、広報宣伝費、調査・分析委託費 等)

問い合わせ先・参考URL

宮城県環境生活部環境政策課 電話:022-211-2664

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30-3rchallenge.html>

6. 技術支援

地域ICT利活用コーディネート事業

事業の概要

東北工業大学は、宮城県から地域 ICT 利活用コーディネート業務を受託し、昨年度から ICT の利活用に関する相談窓口を開設しております。各学科のノウハウや豊富な専任教員を活用するなどして、ICT に関する相談を積極的に受け付けています。本事業は、平成 28 年度・平成 29 年度「地域 ICT 利活用コーディネート業務」として宮城県から委託された事業です。

内 容

ICT の進歩はめざましく、産業や生活などの様々な場面に不可欠なツールとなっています。県内では個人、中小事業者には、ICT の利用度が低く、農林水産業、観光、教育、福祉などの様々な分野・事業に ICT を効果的に導入することができれば、地方創生に向けたさらなる地域活性化が期待されます。

本事業は、ICT の利用度が低い分野・事業への ICT の普及を図り、生産性の向上を通じて、雇用の確保や地域の活性化、さらには、地域生活者の利便向上に寄与することを目的に実施します。

「興味があるけどどうすれば良いかわからない」、「こんなことで困っているんだけど解決できないかな」などがありましたら、ぜひお気軽にご相談ください。専任のコーディネーターが相談に応じ、ともに解決策を見出すほか、より専門的な課題には、本学の豊富な教員が応じます。どなたでもご相談ください。

【相談方法】

電話・メールのほかご要望に応じて訪問による相談もお受けします。

【相談事例】

- ・ICT で経営の効率化を図りたい
- ・ICT を活用して業務改善や生産性の向上を図りたい
- ・6 次産業化を推進するため
- ・インターネットで積極的に情報発信したい
- ・コミュニティの活性化に ICT が利用できないか

問い合わせ先・参考URL

東北工業大学地域連携センター 電話:022-305-3818

<https://www.ict-sodan.tohtech.ac.jp/>

KCみやぎ推進ネットワーク

事業の概要

宮城県産業技術総合センター内の KC みやぎ技術相談ワンストップ窓口を通じて、「KC みやぎ推進ネットワーク」構成機関(※)が連携・協力し、地域企業の皆様の震災からの復旧や技術力向上、先端技術の実用化支援などの活動を積極的に推進しています。

内 容

【技術的課題解決の支援】

学術機関の教員や県産業技術総合センターの職員等が、地域企業の皆様が抱える技術的課題の解決に向け、現地訪問も含めた対応により支援します。特に、東日本大震災により被災した地域企業の皆様への対応を優先しています。

お客様(地域企業)からKCみやぎ技術相談窓口(宮城県産業技術総合センター)に相談いただくと、窓口の職員がご相談内容・ご要望を詳しくお伺いします。その後、産業技術総合センターや地域の学術機関が協力して、課題の解決に向けて一緒に考え行動いたします。

【技術相談ワンストップ対応】

地域企業の皆様から寄せられた技術相談に対し、グループ機関の連携のもと、ワンストップ体制で対応します。

【Web サイトでの情報提供】

技術相談、機器開放実施構成機関、セミナー開催案内などの情報を Web サイトで提供します。

※ネットワーク構成機関

石巻専修大学、一関工業高等専門学校、仙台高等専門学校、東北学院大学、東北工業大学、東北職業能力開発大学校、東北大学、東北文化学園大学、宮城教育大学、宮城大学、山形大学国際事業化研究センター、産業技術総合研究所東北センター、(公財)岩手県南技術研究センター、(株)インテリジェント・コスモス研究機構、(株)七十七銀行、(公財)仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、(株)テクノプラザみやぎ、(株)日本政策金融公庫仙台支店、(株)三井住友銀行東北法人営業部、(一社)みやぎ工業会、(公財)みやぎ産業振興機構、宮城県産業技術総合センターの 23 機関

問い合わせ先・参考URL

宮城県産業技術総合センター内 KC みやぎワンストップ技術相談窓口

電話:022-377-8700 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/kc-miyagi.html>

5. ライフ・ワーク・バランス

一般事業主行動計画

事業の概要

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての、①計画期間②目標③その目標達成のための対策と実施時期を定めたものです。

次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員への周知が義務付けられています。(従業員100人以下の企業は努力義務となっています。)

内 容

【ステップ1】 自社の現状や従業員のニーズを把握しましょう

行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握しましょう。

【ステップ2】 ステップ1を踏まえて行動計画を策定しましょう

【ステップ3】 行動計画を公表し、従業員への周知を図りましょう

【ステップ4】 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境均等部(室)へ届け出ましょう

行動計画を策定したら、策定の日からおおむね3か月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第一号)を郵送、持参、電子申請のいずれかにより、都道府県労働局雇用環境均等部(室)に届け出てください。

なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

【ステップ5】 行動計画を実施しましょう

行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みましょう。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

くるみん(次世代認定マーク)

事業の概要

一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん、右図)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

内 容

【認定要件】

認定を受けるためには、行動計画の計画期間が終了し、以下の 10 の認定基準のすべての条件を満たす必要があります。

- ①適切な行動計画を策定したこと
- ②計画期間が2年以上5年以下であること
- ③行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- ④平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表、従業員への周知を適切に行っていること
- ⑤計画期間内において男性従業員のうち育児休業等を取得した者が7%以上であること(注1)
- ⑥計画期間内の女性従業員の育児休業等取得率が、75%以上であること(注1)
- ⑦3歳から小学校就学前の子どもを育てている従業員について、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置などを講じていること
- ⑧労働時間数について、次の(1)及び(2)を満たすこと
 - (1)フルタイムの労働者等(注2)の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (2)月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- ⑨所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかについて具体的な目標を定めて実施していること
- ⑩法に基づく命令やその他関係法令(次世代育成支援対策推進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など)に違反する重大な事実がないこと

(注1)従業員数が300人以下の事業主の場合、特例が認められています。

(注2)「フルタイムの労働者等」とは短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律2条に規定する短時間労働者を除く、全ての労働者をいいます。



問い合わせ先・参考URL

宮城労働局雇用環境・均等室課 電話:022-299-8834

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

事業の概要

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

内 容

【対 象】

- ①男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのために以下★のような取組を行うこと。
- ②男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得すること。

- ★・子が産まれた男性労働者への管理職による育休取得勧奨
- ・男性の育休取得についての管理職向けの研修の実施 など

※過去3年以内に男性の育児休業取得者(連続14日以上、中小企業は連続5日以上)がいる企業は対象外です。

支給対象は1年度につき1人までです。

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
② 2人目以降の育休取得	a 育休 5日以上 : 14.25万円<18万円> b 育休14日以上 : 23.75万円<30万円> c 育休1ヶ月以上 : 33.25万円<42万円>	a 育休14日以上 : 14.25万円<18万円> b 育休1ヶ月以上 : 23.75万円<30万円> c 育休2ヶ月以上 : 33.25万円<42万円>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000207842.pdf>

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)

事業の概要

仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。

内 容

【対 象】

職場環境整備の取組および介護休業・介護制度の利用について、規定された取組みを行った事業主。

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
介護休業の利用	57万円 <72万円>	38万円 <48万円>
介護制度の利用	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000207842.pdf>

両立支援等助成金(育児休業等支援コース)

事業の概要

1. 育休取得時・職場復帰時:「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。
2. 代替要員確保時: 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

内 容

1. 育休取得時・職場復帰時

【対 象】

○育休取得時

次の①～④全ての取組が必要です。

- ①対象者の休業までの業務の整理、引き継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について、上司または人事担当者との面談を実施したうえで面談結果を記録すること。
- ②育休復帰支援プランを作成すること。
- ③育休復帰支援プランに基づき、対象者の育児休業(産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業)開始日までに業務の引き継ぎ等を実施すること。
- ④3か月以上の育児休業を取得すること(産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3か月以上)

※休業取得前に、「育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援する措置を実施すること」を明文化し、全労働者へ周知することが必要です。

○職場復帰時

「育休取得時」の助成金支給対象となった者について、次の①～③の全ての取組を行うことが必要です。

- ①対象者の休業中に育休復帰支援プランに基づき、職場の情報・資料の提供を実施すること。
- ②対象者の職場復帰前と職場復帰後に、上司または人事担当者との面談を実施し、面談結果を記録すること。
- ③対象者を原則として原職に復帰させ、さらに6か月間継続雇用すること。

【支給額】

育休取得時	28.5万円<36万円>
職場復帰時	28.5万円<36万円>
育休取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給

2. 代替要員確保時

【対象】

次の①～③の全ての取組が必要です。

- ①育児休業取得者の職場復帰前に、就業規則等に育児休業が終了した労働者を原職等に復帰させる旨を規定すること。
- ②対象労働者が3か月以上の育児休業を取得した上で、事業主が休業期間中の代替要員を確保すること。
- ③対象労働者が、育児休業終了後に上記規定に基づき原職等に復帰し、さらに6か月以上継続就業すること。

【支給額】

支給対象労働者1人当たり	47.5万円<60万円>
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円<12万円>加算

3. 職場復帰後支援

【対象】

育休からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入などの支援に取り組んだ中小企業事業主。

【支給額】

制度導入	28.5万円<36万円>
制度利用	A:介護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3

※制度導入のみの申請は不可。AまたはBの制度いずれかについて1回のみ。

※制度利用は、3年以内5人まで。

1企業当たりの上限は、A:200時間<240時間>、B:20万円<24万円>まで。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000207842.pdf>

両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)

事業の概要

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

内 容

【対 象】

次の①、②のいずれも満たすことが必要です。

- ①妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入する。
- ②上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用する。

※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用に切り替えた上で一定期間継続雇用すれば対象となります。

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円 <48万円>	28.5万円 <36万円>
再雇用2～5人目	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

※上記の額を継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給
()内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話：022-299-8834

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000207842.pdf>

中小企業ワーク・ライフ・バランス支援事業

事業の概要

人事・労務管理のプロ(社会保険労務士)を無料で派遣し、働きやすい職場づくりに向けて、それぞれの会社に合ったアドバイスをします。

内 容

【助言内容】

- ・時間外労働を減らすには？
- ・育児・介護休業中の従業員に合った働き方を教えてほしい
- ・年次有給休暇の制度を整えたい
- ・各種助成金を受け取るには？
- ・女性・高齢者・障害者などの雇用について知りたい
- ・企業内で、管理職や従業員向けの講習会をしたい など

【申込方法】

派遣を希望される場合は、申込書に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メール等で下記までお申し込みください。(申込書は下記ホームページからダウンロードしてください。)

【備考】

- ・派遣費用は無料です。
- ・宮城県内の中小企業(従業員数が概ね 300 人以下の事業所)が対象です。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部雇用対策課 電話:022-211-2771

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/advisor.html>

8. 女性の社会進出

両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)

事業の概要

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

内 容

ステップ1	女性の活躍の状況把握を行い、自社の女性の活躍に向けた課題を分析
ステップ2	自社の課題解決に相応しい数値目標と取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等と自社の女性の活躍状況の公表
ステップ3	行動計画期間内に「取組目標」を達成 ⇒「加速化Aコース」を申請
ステップ4	取組目標達成時から3年以内に「数値目標」を達成して、達成状況を公表 ⇒「加速化Nコース」を申請

【支給額】(各コース1企業1回限り)

	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】 ※取組目標達成時	28.5 万円 <36 万円>	—
【加速化Aコース】 ※取組目標達成時	28.5 万円 <36 万円>	—
女性管理職比率が 基準値以上に上昇	47.5 万円 <60 万円>	28.5 万円 <36 万円>

〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000207842.pdf>

「女性のチカラを活かす企業」認証制度

事業の概要

女性も男性も働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組む企業を応援するために、宮城県では「女性のチカラを活かす企業認証制度」を実施しています。

「女性のチカラを活かす企業」認証制度は、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等のチェック項目が記載された「ポジティブ・アクション・シート」で自己点検をしていただき、一定基準を満たした場合に知事が認証する制度です。

内 容

【対 象】

以下の(1)～(4)を満たす、すべての企業・法人・団体(国及び地方公共団体を除く)が対象です。

- (1) 宮城県内に本社、本店、又は事業の拠点がある
- (2) 宮城県内で事業活動を行っている
- (3) 常時雇用労働者を有している
- (4) 「女性のチカラを活かす企業」取組宣言を行っている(取組宣言制度については、下記HPをご参照ください)

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、取組宣言を行わなくても認証申請ができます。

- (1) 過去3年以内に認証を受けている場合
- (2) 国や他の都道府県等で同等の企業認証を受けている場合

※認証申請と同時に、「女性のチカラを活かす企業」取組宣言書を提出することも可能です。

【認証までの手続き】

- ①「取組宣言書」のダウンロード・取組宣言書の提出
- ②ポジティブ・アクション・シート(申請書)をダウンロード・自己点検
- ③認証申請(毎月末締め切り)
- ④審査(申請月の翌月)
- ⑤認証書・確認書の交付(申請した月の翌々月の1日付け)
- ⑥認証企業の公表

【申請書類提出方法・提出先】

提出方法:持参、郵送(末日消印有効)

提出先:宮城県環境生活部共同参画社会推進課

問い合わせ先・参考URL

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 電話:022-211-2568

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/ikiiki-h24poji-2.html>

えるぼし認定

事業の概要

女性活躍推進法では、行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣（労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた事業主は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

内容

【認定の段階】

女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・届出により、一定の要件を満たした企業は、5つの基準（1. 採用、2. 継続就業、3. 労働時間等の働き方、4. 管理職比率、5. 多様なキャリアコース）等の評価項目に応じて厚生労働大臣から1～3段階の認定を受けることができます。



問い合わせ先・参考URL

宮城労働局雇用環境・均等室 電話：022-211-2568

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000175224.pdf>

6. その他

建設業退職金共済制度

事業の概要

建退共制度は、建設業の事業主が当機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。

内 容

【制度の特徴】

- ・退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
- ・退職金は、A企業からB企業にかわっても、それぞれの期間が全部通算して計算されます。新たに加入した労働者(被共済者)については、国が掛金の一部(初回交付の共済手帳の50日分)を補助します。
- ・事業主が払い込む掛金は、法人では損金、個人では必要経費として全額非課税となります。(法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項)

【加入の条件】

○事業主

建設業を営むすべての事業主が、建設業退職金共済制度に加入して共済契約者となることができます。総合・専門・元請・下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、許可(大臣・知事)を受けているとしないにかかわらず、加入できます。

○労働者

建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人が建退共制度の対象者になることができます。

現場で働く大工・左官・鳶・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員など、その職種のいかんを問わず、また、月給制とか日給制とか、あるいは、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができます。

また、いわゆる一人親方でも、任意組合を利用し、被共済者となることができます。

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部

電話:03-6731-2866

<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/index.html>